

東串良町認知症

ケアパス

平成 27 年 3 月

東串良町福祉課

目 次

1. 「認知症」について	1
2. 認知症の症状	3
3. 認知症の診断・治療.....	4
4. 「認知症ケアパス」とは	5
5. 家族へのアドバイス.....	5
6. 認知症ケアパス一覧表の見方	6
7. 東串良町認知症ケアパス一覧	7
8. ケアパス一覧の各種サービス	10

1. 「認知症」について

(1) 認知症とは？

脳は、人間の活動をコントロールしている司令塔です。

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったりして、脳の司令塔の働きに不具合が生じ、さまざまな障がいが起こり、生活する上で支障が、およそ6カ月以上継続している状態を指します。

(2) 認知症を起こすおもな病気

○アルツハイマー病

認知症の中で最も多く、全体の5割を占める病気です。

大脳異質連合野や海馬領域を中心にβアミロイドというタンパク質が神経細胞内に蓄積し、神経細胞のネットワークが壊れると発症します。

比較的早い段階から記憶障がい、見当識障がいほか、不安・うつ・妄想が出やすくなります。

○レビー小体型認知症

脳内に「レビー小体」という特殊な物質が蓄積された結果、脳の細胞が損傷を受けて発症する認知症です。

パーキンソン症状や幻視を伴い、アルツハイマー型認知症より比較的早く進行します。

○前頭側頭型認知症

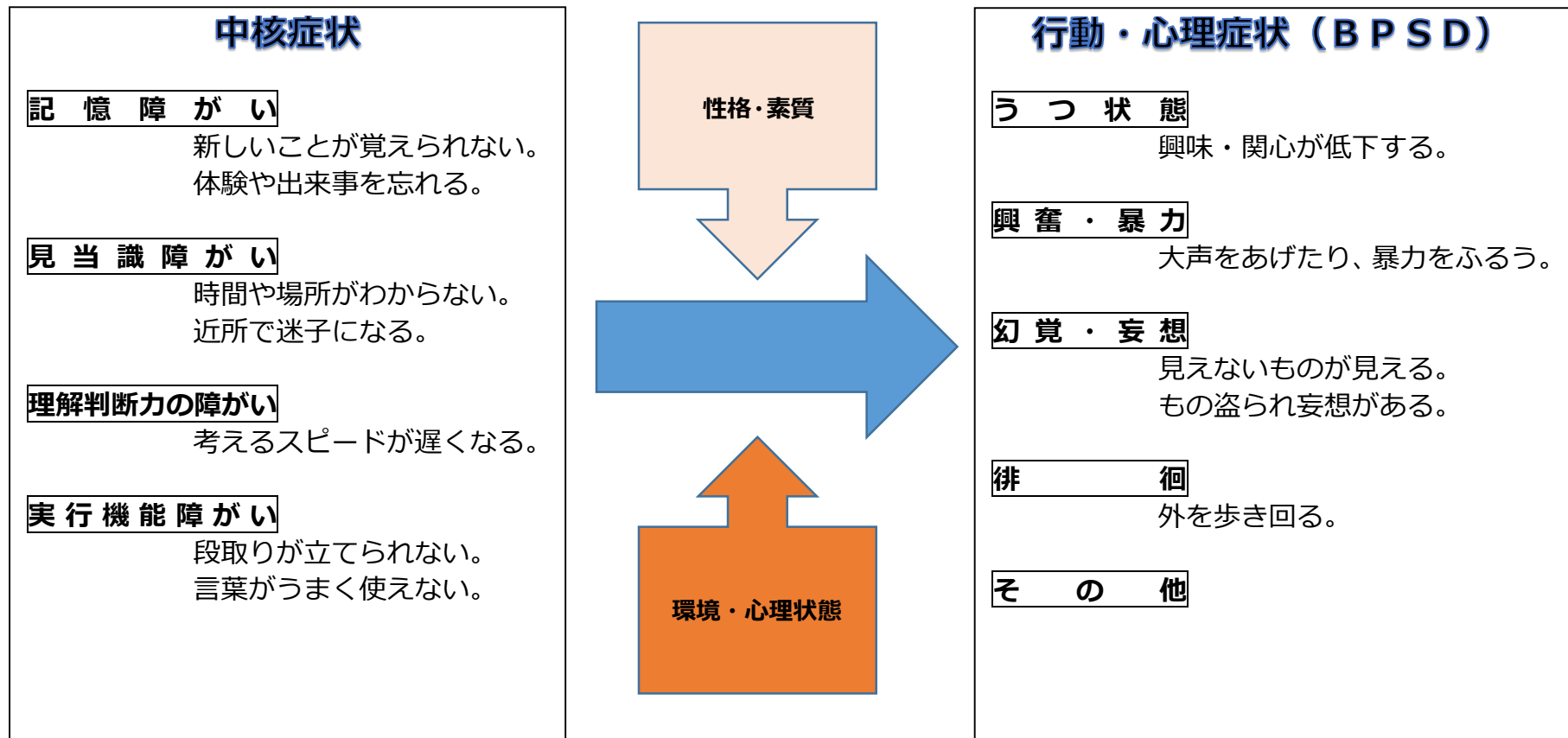
脳の神経細胞が、前頭葉と側頭葉を中心に変性し壊れていくことによって、がまんや思いやりなどの社会性を失い、「わが道を行く」行動をとる特徴があります。

○脳血管性認知症

脳梗塞、脳出血、脳動脈硬化などのために、神経の細胞に栄養や酸素が行き渡らなくなり、その部分の細胞が死んだり、神経のネットワークが壊れて、意欲が低下したり複雑な作業ができなくなったりします。

2. 認知症の症状

脳の細胞が壊れることによって起こるもので、程度の差はありますが、すべての認知症の人に出現する「中核症状」と、本人がもともと持っている性格や環境など様々な要因が絡み合ったり出なかったりする「行動・心理症状」があります。



3. 認知症の診断・治療

○早期発見、早期受診・診断、早期治療が大切なわけ

認知症の早期の発見、早期の受診・診断、早期治療はその後の認知症の人の生活を左右する非常に重要なことです。「認知症はどうせ治らないから、医療機関にかかっても意味がない。」という方もいますが、認知症の場合でも、早期発見・早期診断により、進行を遅らせることや症状を軽くすることが出来る場合もあります。

認知症の診断は初期ほど難しく、熟練した技術と高度な検査機器を要する検査が必要となります。専門の医療機関への受診が不可欠です。

○早い時期に受診することのメリット

アルツハイマー型認知症などのように、治療しても完治することが難しい病気であっても、薬で進行を遅らせることができ、健康な時間を長くすることができます。

病気がことが理解できる時点で受診し、認知症についての理解を深めておけば、本人や家族が生活上の障がい軽減でき、その後のトラブルを減らすことも可能です。

4. 「認知症ケアパス」とは

「認知症ケアパス」とは、認知症を発症したときから、生活をする上で色々な支障がでてくる中で、その進行状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを標準的に示すものです。

認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で、安心して暮らしていくために、この「認知症ケアパス」をご活用ください。

5. 家族へのアドバイス

認知症と診断されても、あわてて騒がないことが第一です。一步下がって観察し、症状や出来事のメモをとっておくことをお勧めします。

医療機関では、無理に専門用語を使わず、自分の言葉で具体的に伝えた方が、専門家に伝えられる情報量が多くなり、対応策も考えやすくなります。

本人と家族の穏やかで心地よい生活を目標に、冷静な対応を心がけましょう。

6. 認知症ケアパス一覧表の見方

(認知症の発症からその進行状況に合わせて支援内容が一覧表として掲載されています。)

	軽度	⇒	中度	⇒	重度
認知症の生活機能障がい	認知症の疑い		認知症を有するが日常生活は自立		誰かの見守りがあれば日常生活は自立
支援の内容	もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め日常生活は自立している		買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している		服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが一人では難しい
介護予防・悪化予防					日常生活に手助け・介護が必要
他者とのつながり支援					常に介護が必要
仕事・役割支援					
安否確認・見守り					
生活支援					
身体介護					
医療					
家族支援					例
緊急時支援 (精神症状がみられる等)					①地域包括支援センター
住まい サービス付き高齢者向け住宅等					
グループホーム、介護老人福祉施設等居住系サービス					

「認知症の疑い」から「常に介護が必要」までの生活機能障がいに応じて対応するサービス等が記載されています。

生活に必要な支援やサービスを分類しています。

各種支援サービスの内容やお問い合わせ先は 10 ページ以降の「8. ケアパス一覧の各種サービス」に掲載しています。先頭の番号でお探してください。

7. 東串良町認知症ケアパス一覧

認知症の生活機能障がい	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
	支援の内容	もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが一人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない
介護予防・悪化予防	⑤いきいき体操 ⑥元気はつらつ教室 ⑦いきいきふれあいサロン ⑧老人クラブ ⑳通所リハビリテーション ㉑訪問リハビリテーション ㉒訪問看護 ⑨生きがい対応型サービス	⑤いきいき体操 ⑥元気はつらつ教室 ⑦いきいきふれあいサロン ⑧老人クラブ ㉑通所介護 ㉒通所リハビリテーション ㉓訪問リハビリテーション ㉔訪問看護 ㉕訪問介護	⑦いきいきふれあいサロン ⑧老人クラブ ㉑通所介護 ㉒通所リハビリテーション ㉓訪問リハビリテーション ㉔訪問看護 ㉕訪問介護	㉑通所介護 ㉒通所リハビリテーション ㉓訪問リハビリテーション ㉔訪問看護 ㉕訪問介護	㉑通所介護 ㉒通所リハビリテーション ㉓訪問リハビリテーション ㉔訪問看護 ㉕訪問介護
他者とのつながり支援	⑤いきいき体操 ⑥元気はつらつ教室 ⑦いきいきふれあいサロン ⑧老人クラブ ㉑通所リハビリテーション ⑨生きがい対応型サービス	⑤いきいき体操 ⑥元気はつらつ教室 ⑦いきいきふれあいサロン ⑧老人クラブ ㉑通所介護 ㉒通所リハビリテーション	⑦いきいきふれあいサロン ⑧老人クラブ ㉑通所介護 ㉒通所リハビリテーション	㉑通所介護 ㉒通所リハビリテーション	㉑通所介護 ㉒通所リハビリテーション
仕事・役割支援	㉑シルバー人材センター				

認知症の生活機能障がい	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
	支援の内容	もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが一人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない
安否確認・見守り	④高齢者実態把握事業 ⑭高齢者訪問給食事業・認知症サポータ養成講座 ⑮緊急通報装置の貸与 ⑱地域見守りネットワーク支援事業 ⑳介護予防支援事業	④高齢者実態把握事業 ⑭高齢者訪問給食事業・認知症サポータ養成講座 ⑮緊急通報装置の貸与 ⑱地域見守りネットワーク支援事業 ⑳介護予防支援事業	⑭高齢者訪問給食事業・認知症サポータ養成講座 ⑮緊急通報装置の貸与 ⑱地域見守りネットワーク支援事業 ㉑居宅介護支援	⑭高齢者訪問給食事業・認知症サポータ養成講座 ⑮緊急通報装置の貸与 ⑱地域見守りネットワーク支援事業 ㉑居宅介護支援	⑭高齢者訪問給食事業・認知症サポータ養成講座 ⑮緊急通報装置の貸与 ⑱地域見守りネットワーク支援事業 ㉑居宅介護支援
生活支援	⑩生活支援型ホームヘルプ事業 ⑫在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス ⑭高齢者訪問給食事業 ⑯福祉サービス利用支援事業 ⑳障がい者控除対象者認定書の発行 ㉑訪問介護	⑫在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス ⑭高齢者訪問給食事業 ⑯福祉サービス利用支援事業 ⑳障がい者控除対象者認定書の発行 ㉑訪問介護	⑫在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス ⑭高齢者訪問給食事業 ⑯福祉サービス利用支援事業 ⑳障がい者控除対象者認定書の発行 ㉑訪問介護 ㉒成年後見制度 ㉓訪問介護	⑫在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス ⑭高齢者訪問給食事業 ⑯福祉サービス利用支援事業 ⑲紙おむつ給付事業 ⑳障がい者控除対象者認定書の発行 ㉑訪問介護 ㉒成年後見制度 ㉓訪問介護	⑫在宅寝たきり老人等寝具洗濯サービス ⑬在宅寝たきり老人等訪問理髪サービス事業 ⑭高齢者訪問給食事業 ⑯福祉サービス利用支援事業 ⑲紙おむつ給付事業 ⑳障がい者控除対象者認定書の発行 ㉑訪問介護 ㉒成年後見制度 ㉓訪問介護
身体介護			㉔通所介護 ⑳訪問看護 ㉑訪問介護 ㉒訪問入浴介護	㉔通所介護 ⑳訪問看護 ㉑訪問介護 ㉒訪問入浴介護	㉔通所介護 ⑳訪問看護 ㉑訪問介護 ㉒訪問入浴介護

認知症の生活機能障がい	認知症の疑い	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
	支援の内容	もの忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者の対応などが一人では難しい	着替えや食事、トイレ等がうまくできない
医療	・かかりつけ医 ②認知症疾患医療センター ⑲通所リハビリテーション ⑳訪問リハビリテーション ㉑訪問看護	・かかりつけ医 ②認知症疾患医療センター ⑲通所リハビリテーション ⑳訪問リハビリテーション ㉑訪問看護	・かかりつけ医 ②認知症疾患医療センター ⑲通所リハビリテーション ⑳訪問リハビリテーション ㉑訪問看護	・かかりつけ医 ②認知症疾患医療センター ⑲通所リハビリテーション ⑳訪問リハビリテーション ㉑訪問看護	・かかりつけ医 ②認知症疾患医療センター ⑲通所リハビリテーション ⑳訪問リハビリテーション ㉑訪問看護
家族支援	①地域包括支援センター ③在宅介護支援センター ⑪生活指導型ショートステイ ⑱地域見守りネットワーク支援事業	①地域包括支援センター ③在宅介護支援センター ⑬短期入所生活介護 ⑱地域見守りネットワーク支援事業	①地域包括支援センター ③在宅介護支援センター ⑱歳末たすけあい援護金品贈呈事業 ⑱地域見守りネットワーク支援事業 ㉑短期入所生活介護	①地域包括支援センター ③在宅介護支援センター ⑱歳末たすけあい援護金品贈呈事業 ⑱地域見守りネットワーク支援事業 ㉑介護者福祉手当 ㉑短期入所生活介護	①地域包括支援センター ③在宅介護支援センター ⑱歳末たすけあい援護金品贈呈事業 ⑱地域見守りネットワーク支援事業 ㉑介護者福祉手当 ㉑短期入所生活介護
緊急時支援 (精神症状がみられる等)	①地域包括支援センター ②認知症疾患医療センター ③在宅介護支援センター ⑪生活指導型ショートステイ事業 ⑬短期入所生活介護	①地域包括支援センター ②認知症疾患医療センター ③在宅介護支援センター ⑬短期入所生活介護	①地域包括支援センター ②認知症疾患医療センター ③在宅介護支援センター ⑬短期入所生活介護	①地域包括支援センター ②認知症疾患医療センター ③在宅介護支援センター ⑬短期入所生活介護	①地域包括支援センター ②認知症疾患医療センター ③在宅介護支援センター ⑬短期入所生活介護
住まいサービス付き高齢者向け住宅等	㉔有料老人ホーム ㉕養護老人ホーム	㉔有料老人ホーム ㉕養護老人ホーム	㉔有料老人ホーム	㉔有料老人ホーム	㉔有料老人ホーム
グループホーム、介護老人福祉施設等居住系サービス			㉖認知症対応型共同生活介護	㉖認知症対応型共同生活介護 ㉗介護老人福祉施設	㉖認知症対応型共同生活介護 ㉗介護老人福祉施設

8. ケアパス一覧の各種サービス

ここでは、「7. 東串良町認知症ケアパス一覧表」に掲載している各種サービスの内容についての説明となります。

なお、介護保険サービスについては、介護認定を受けなければ利用できません。

介護認定の申請についてのご相談は、東串良町地域包括支援センター又は東串良町役場福祉課介護保険係にお尋ねください。

①東串良町地域包括支援センター（月～金曜日 8：30～17：15※祝祭日、年末年始を除く）

「要支援」の認定を受けた人や介護予防事業を利用する人のケアマネジメントを行うほか、介護や福祉に関する様々な相談に応じ、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、支援を行います。

所在地 鹿児島県肝属郡東串良町池之原 2 1 5 7 番地（高齢者福祉センター内）

電話 0994-63-0930

②鹿児島県認知症疾患医療センター（8か所）

認知症疾患医療センターは、保健・医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断（症状にかかる原因等を究明するために実施する検査・専門医の診察）、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施します。また、地域・保健・医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において、認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで、必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ります。

指定病院名	所在地	専用番号
谷山病院	鹿児島市小原町 8 番 1 号	099(269)4119
パールランド病院	鹿児島市犬迫町 2253 番地	099(238)0168
ウエルフェア九州病院	枕崎市白沢北町 191 番地	0993(72)4747
宮之城病院	薩摩郡さつま町船木 34 番地	0996(53)1005
荘記念病院	出水市高尾野町下水流 862 番地 1	0996(82)2955
松下病院	霧島市隼人町真孝 998 番地	0995(42)8558
栗野病院	始良郡湧水町北方 1854 番地	0995(74)1140
奄美病院	奄美市名瀬浜里町 170 番地	0997(52)0034

③在宅介護支援センター

高齢者が、住み慣れた地域や家庭で安心した生活を送ることができるように、介護保険に関する相談や高齢者福祉に関する情報提供及び指導を行っています。

【お問い合わせ】 東串良町在宅介護支援センター 電話 0994-63-0700

④高齢者実態把握事業

在宅の要介護高齢者、又は要介護となる恐れのある高齢者の心身の状況及びその家族の状況等の実態を把握し、介護等に関するニーズの評価等を行うために在宅介護支援センターがご自宅を訪問しています。

【お問い合わせ】 東串良町在宅介護支援センター 電話 0994-63-0700

⑤いきいき体操（一次予防）

おおむね65歳以上の方を対象に、要介護状態になるのを予防するために、健康体操や茶話会、健康チェックなどの活動を行います。

【お問い合わせ】 福祉課国保保健衛生係 電話 0994-63-3103

⑥元気はつらつ教室（二次予防）

介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）のうち、基本チェックリストにより、要介護状態等になる恐れが高いと認められた方を対象に行われる介護予防教室です。運動機能の向上、栄養状態の改善、閉じこもり予防等のプログラムを行います。

【お問い合わせ】 東串良町地域包括支援センター 電話 0994-63-0930
福祉課国保保健衛生係 電話 0994-63-3103

⑦いきいきふれあいサロン

趣味やレクリエーションを通じて、仲間づくりや生きがいづくりの場を提供しています。

この事業は、地域の誰もが自由に参加できる気軽な交流の場です。

【お問い合わせ】 東串良町社会福祉協議会 電話 0994-63-4760

⑧老人クラブ

高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加活動を行っている自主的な組織です。

手芸や気功体操の各種教室及びボランティア活動を行っています。

【お問い合わせ】 東串良町地域包括支援センター 電話 0994-63-0930

⑨生きがい対応型デイサービス事業

要介護認定の結果「自立」と判定された家に閉じこもりがちな高齢者、要介護認定には至らないが真にサービスを受ける必要があると判断された概ね65歳以上の高齢者に対し、日常活動訓練、趣味活動等のサービスを提供します。

【お問い合わせ】 福祉課福祉係 電話 0994-63-3103

⑩生活支援型ホームヘルプ事業

高齢者等の居宅に人材を派遣して、買い物等の軽易な生活支援サービスを提供します。

【お問い合わせ】 福祉課福祉係 電話 0994-63-3103

⑪生活指導型ショートステイ事業

在宅での自立した生活に不安の生じた高齢者に、養護老人ホーム等の空き部屋等に一時的に宿泊し、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図り、要介護状態への進行の予防を行っています。

【お問い合わせ】 福祉課福祉係 電話 0994-63-3103

⑫在宅ねたきり老人等寝具洗濯サービス事業

寝具の衛生管理等が困難な概ね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者や老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により寝たきりのおおむね 65 歳以上の高齢者を対象に、寝具等の洗濯・乾燥・消毒をすることにより、清潔で快適な生活を送っていただくよう支援します。

【お問い合わせ】 福祉課福祉係 電話 0994-63-3103

東串良町社会福祉協議会 電話 0994-63-4760

⑬在宅ねたきり老人等訪問理髪サービス事業

在宅で 6 か月以上寝たきり高齢者又は常時介護を要する要介護 4 以上の認知症高齢者の衛生的で快適な生活支援を目的として、対象者の居宅において理容業者が訪問し理髪を行うものです。

【お問い合わせ】 福祉課福祉係 電話 0994-63-3103

⑭高齡者訪問給食事業

食事作りが困難な高齡者等に、栄養バランスのとれた食事を提供します。

また、お届けとあわせて声掛けによる安否確認を行っています。

1食あたりの負担金 350円

【お問い合わせ】 東串良町社会福祉協議会 電話 0994-63-4760

⑮緊急通報装置の貸与

高齡者に、急病など万一の場合にボタンを押すと、前もって登録していた方へ緊急連絡が取れる通報装置を貸与します。

【お問い合わせ】 東串良町社会福祉協議会 電話 0994-63-4760

⑯福祉サービス利用支援事業

在宅で生活されている判断能力に不安のある人の福祉サービス利用や、日常的な金銭管理を支援する事業です。

【お問い合わせ】 東串良町社会福祉協議会 電話 0994-63-4760

⑰歳末たすけあい援護金品贈呈事業

寝たきり高齢者等を介護している方へ、日頃の慰労や金銭的援護を目的として、支援しています。

【お問い合わせ】 東串良町社会福祉協議会 電話 0994-63-4760

⑱地域見守りネットワーク支援事業

民生委員や在宅福祉アドバイザーを中心に、援護を必要とする人に対し、声掛けや安否確認、行政等への連絡調整を行っています。

【お問い合わせ】 福祉課福祉係 電話 0994-63-3103

東串良町社会福祉協議会 電話 0994-63-4760

⑲紙おむつ給付事業

寝たきりの高齢者等で、おむつを使用する者に紙おむつを給付することにより、日常介護に要する負担の軽減を図っています。

【お問い合わせ】 福祉課福祉係 電話 0994-63-3103

⑳障がい者控除対象者認定書の発行

町内に居住する65歳以上で、障がい者手帳をお持ちでない方でも、認知症または身体の障がいにより日常生活に支障のある人、及びその人を扶養されている方は、確定申告で障がい者控除の対象となる場合があります。控除を受けるには「障がい者控除対象者認定書」が必要です。

【お問い合わせ】 福祉課福祉係 電話 0994-63-3103

㉑介護者福祉手当

ねたきり高齢者、認知症高齢者（日常生活自立度判定基準により医師の診断でIV又はMと判定された者）又は重度心身障がい者（児）等を在宅で介護している方の心身の労をねぎらい、ねたきり高齢者等の生活の安定と福祉の向上を図るため、手当を支給します。

【お問い合わせ】 福祉課福祉係 電話 0994-63-3103

② 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産の管理や介護サービスに関する契約などを自分でするのが難しい場合があります。また、悪徳商法などの被害にあう恐れもあります。このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。成年後見人の選任は、家庭裁判所の審判により決まります。

法的な手続きが必要な制度です。

【お問い合わせ】 東串良町地域包括支援センター 電話 0994-63-0930（高齢者）

福祉課福祉係 電話 0994-63-3103（障がい者）

③ シルバー人材センター

高齢者を対象とした、営利を目的としない会員組織の団体です。高齢者が、経験と能力を活かしながら働くことを通じて地域社会に貢献し、生きがいと追加的収入を得ることを目的としています。

【お問い合わせ】 東串良町シルバー人材センター 電話 0994-63-5401

⑭有料老人ホーム

高齢者が、暮らしやすいように配慮した住居となっています。

有料老人ホームでのサービス内容や入居に際しての条件等は、有料老人ホームによって異なりますので、直接有料老人ホームへお問い合わせください。

⑮養護老人ホーム

養護老人ホームとは、身体的・精神的な理由や、経済的・家庭環境などの理由によって自宅で生活ができないと判断される、自立した高齢者を受け入れる福祉施設です。

身の周りのことは自分でできること、在宅での生活が困難であることが入所の基準となります。

【お問い合わせ】 福祉課福祉係 電話 0994-63-3103

以降は介護保険サービスになりますので、介護認定を受ける必要があります。

(詳しい内容は、担当のケアマネージャーか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、福祉課介護保険係までお問い合わせください。)

【お問い合わせ】 福祉課介護保険係 0994-63-3103

②⑥ 介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

②⑦ 居宅介護支援

ケアマネージャーにケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

⑳通所介護

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

㉑通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。

㉒訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。

㉓訪問看護

疾患等を抱えている人に対し、看護師に訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理等をしてもらいます。

㉔訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活支援を行います。

㉕短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

③④訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。全身浴が難しいときには、タオルで体を拭いてもらうこともできます。

③⑤認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

③⑥介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

要介護3以上の方で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。

ただし、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由（認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる等）があると認められた場合は要介護1又は2の方も特例的な施設への入所（特例入所）が可能です。

